

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 技能検定を実施する職種の改正

技能検定を行う職種について、着付けを追加し、スレート施工を廃止すること。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。